

## 論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名 鈴木 早苗

鈴木早苗から提出された学位請求論文は、「緩やかな協議体における議長国制度：ASEAN の意思決定を事例として」というタイトルで、A4 用紙で総ページ数 190（うち本文 167 ページ）の分量からなり、序章（問題の所在）と終章（結論）とに挟まれた 5 章の全 7 章構成である。緩やかな協議体とは、意思決定手続きなど組織の運営ルールがコンセンサスに基づくインフォーマルな国際制度を指しており、国際制度論・国際レジーム論が、本来の分析対象範囲であるにも拘わらず、実際にはその曖昧な性質のせいで取り扱いが困難なために、きわめて不十分な扱いしかされてこなかった。本論文は、緩やかな協議体のひとつである ASEAN（東南アジア諸国連合）の事例分析を通じて、コンセンサスという意思決定の具体的あり方を議長国制度という仕組みから明らかにしたものである。国際関係では広く採用されているコンセンサスという方式によって、ASEAN という組織では、利害対立のある争点のどこでコンセンサスが成立するのかという組織内政治を正面から分析した労作である。

序章では、発足から最近までの 40 年にわたって ASEAN の不文律であったコンセンサスによる意思決定というテーマをめぐって、相対的力関係を反映した合意と拒否権を前提にした合意という異なる説明がされてきたことを紹介し、ASEAN のようなインフォーマルな制度における意思決定（組織内政治）についての研究が不十分であることを指摘する。その大きな理由として、国際制度論・国際レジーム論がインフォーマルな制度の研究を等閑視してきたことを挙げる。そして、インフォーマルな制度における意思決定として議長国制度が大きな役割を果たしているのではないかと問題提起する。

第 1 章では、インフォーマルな国際制度を研究する上での分析概念として、「緩やかな協議体」と「議長国制度」とを提示する。ここではインフォーマルな制度のうち、定例会議における協議を通じて制度運営するものを「緩やかな協議体」として切り取ってくる。そして会議運営に必要な議長をめぐって、緩やかな協議体の中で参加国の中での担当ルールと議長の役割とについて共通理解が成立し、それに則って定例会議が運営される状態を「議長国制度」と名付ける。そして緩やかな協議体の事例として、APEC（アジア太平洋経済協力会議）、主要国首脳会議を取り上げて、そこでの議長国制度を概観するとともに、対照的な EU（ヨーロッパ連合）の議長国制度と比較する。そして第 2 章では、ASEAN の意思決定について考察がなされ、最高意志決定機関である ASEAN 外相会議（AMM）における議長国制度の形成と、議長国制度が採

用されたことにより、争点と議長国との利害との関連から、コンセンサスがどのように、そしてどこで成立するのかについての仮説が提示される。すなわち、拒否権行使を自制する傾向、議長国によるコンセンサスの内容を自国が不利にならないように導く傾向が議長国制度の効果である。そして ASEAN40 年の歴史の中で、深刻な組織内対立が生じた重要な争点が AMM の共同声明（コンセンサスの表明）から抽出され、詳細な事例分析の対象に指定される。

第 3 章から第 5 章までは、第 2 章に提示された仮説検証のために、そこで指定された事例の詳細な分析に充てられる。第 3 章は、1976 年に最終合意される ASEAN 事務局設置問題を取り上げる。ここでは、設置すること自体、事務局の所在地、事務局の権限をめぐる対立と合意形成が分析される。第 4 章は、1970 年末から 90 年代初めにかけてのベトナム軍のカンボジア侵攻に始まるカンボジア内戦をめぐる ASEAN のポジションについての内部対立が、約 10 年間に浮上したさまざまな案件（たとえばベトナムに対する非難や政策、反ベトナム政権の樹立やそれへの支援など）について時系列的に分析される。第 5 章は、1990 年代半ばに内部対立が激化した、軍事独裁で国際社会の批判を浴びてきたミャンマーの ASEAN 加盟問題とそれに密接に関連する内政不干渉原則をめぐる問題を分析する。

終章では、実証分析により明らかにされた ASEAN の意思決定事例全 17 件について議長国制度に関する仮説に妥当するかどうかテストし、2 件が不適合、3 件が不明確、残りの 12 件が適合的という総合評価を下す。また、本論文の限界として、議長国制度が仮説で示されたように確立し、それが維持される因果論的説明が十分でないことが指摘され、今後の課題が示される。

以上のような内容の本論文は、緩やかな協議体というあいまいな制度についての国際制度論・国際レジーム論からの本格的な研究として理論面からも実証面からも高く評価できる。理論面では、緩やかな協議体において議長がコンセンサス形成に重要な役割を果たしうるという一般的な特徴だけでなく、利害対立のスペクトルのどこでコンセンサスができるのかという組織内部の政治力学について正面から取り組んだ労作である。具体的な議長国制度の形成により、議長国がコンセンサスの一致箇所を決める上での影響力を持つこと、コンセンサスを妨害する拒否権行使を自制するようになることを仮説としてまとめた点は今後の国際制度論・国際レジーム論における研究方向としてきわめて重要である。実証面からは、ASEAN がコンセンサスを形成するにいたる組織内部の政治力学を明らかにしたことが高く評価できる。実証分析は、議長国制度が形成される 1970 年代半ばから 20 世紀末までの期間の重要な利害対立をほぼ網羅的に取り上げており、ASEAN の政治協力をめぐる域内関係についてのオリジ

ナルな成果になっている。

以上のように、学界に貢献する高い水準の論文であるが、問題点がないわけではない。議長国制度の理論化と仮説設定をめぐって、ASEANの事例には則しているものの一般化が容易なところまで抽象化がなされていない点（とくに制度化と権限の具体的内容についての共通理解の形成）、仮説の適合いかんを判断する基準がかならずしも明確ではない点（とくに不同意への合意と合意形成失敗の違い）などが指摘できる。また、実証面では、ASEAN諸国の関係者（とくに外務大臣たち）が議長国の役割についてどのような自己イメージを持っていたのかが明らかにされていない点などが指摘できる。しかし、このような問題点は、一部は執筆者も自覚しているところであり、議長国制度をめぐり理論がさらに発展していく方向を示しているとも言え、本論文の学界への貢献を損なうものではない。したがって、本審査委員会は博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと全員一致で認定する。